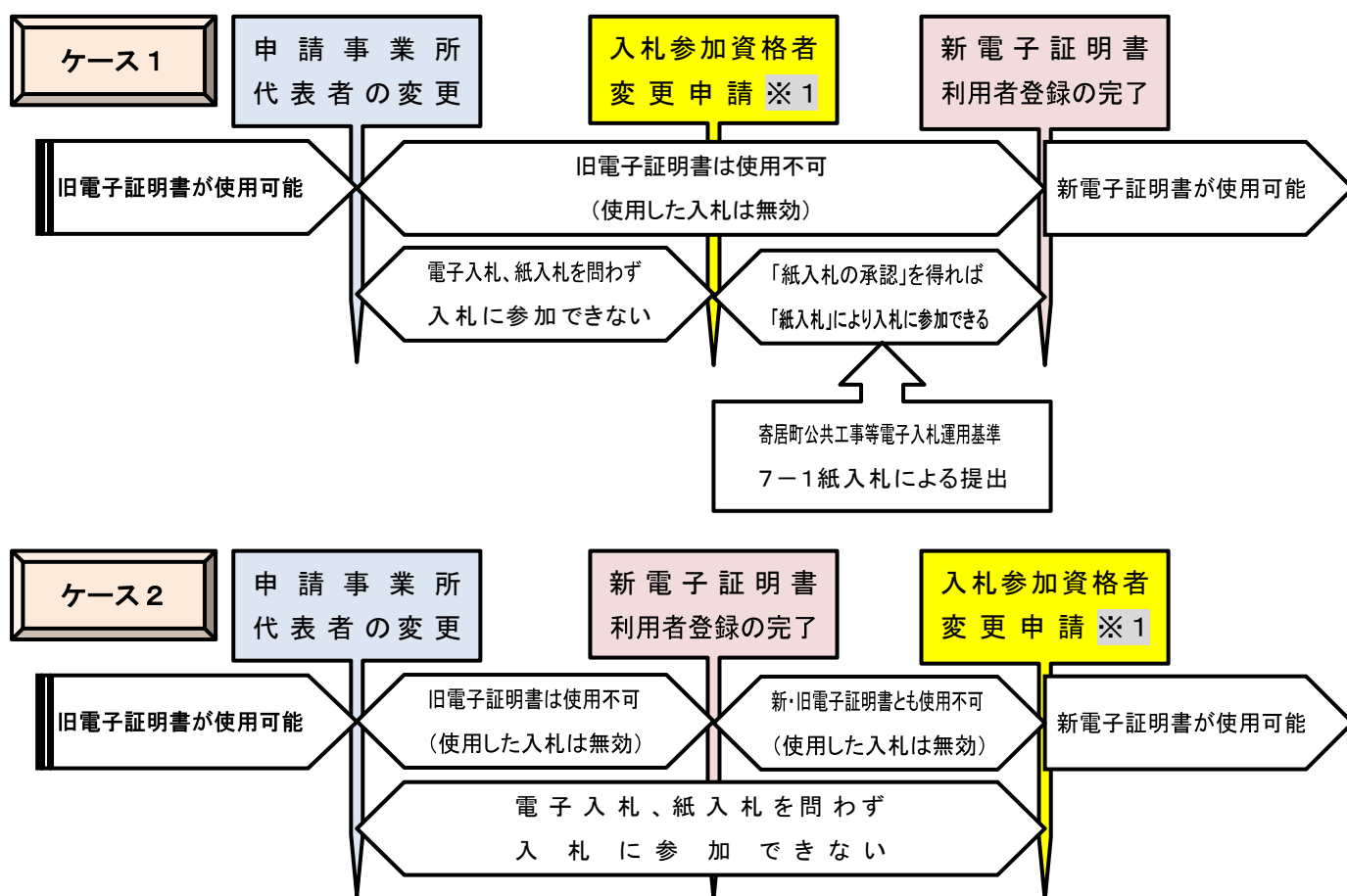


電子入札における代表者、住所等変更時の取扱いについて

寄居町

- 競争入札参加者資格者名簿の登録内容が変わったときは、変更申請手続きが必要です。
 - 変更のあった項目が電子証明書の記載事項であるときは、電子証明書に関する手続き(旧電子証明書の失効手続、新電子証明書の取得、利用者登録)も必要です。
- 【重要】旧電子証明書を使用した入札は無効であり、指名停止等の措置を受ける場合があります。**

代表者、住所等に変更があったときの入札例



※1 電子入札システムの変更審査が間に合わない場合は、変更届を寄居町財務課の窓口に提出した時点。(共同受付窓口へ提出する書類を提出してください。)

※ 代表者変更手続中である場合は、原則、変更登記申請書又は建設業許可変更届等(提出先の受付印のあるもの。写し可)をもって確認します。